

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	一般国道百四十号
供用開始の区間	秩父市大滝字強石四八九四番一地从先から同市大滝字落合九〇五番二地先まで
供用開始の期日	令和七年七月三十日 午前十時
備考	令和三年三月三十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二二六六・一〇メートル